

原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の 品目について

平成15年11月12日
農林水産省消費・安全局表示・規格課
(食品の表示に関する共同会議事務局)

1. 共同会議報告書に示された品目選定要件及び選定方法

(2) 義務表示対象品目の選定要件及び選定方法

義務表示対象品目の選定については、1で示した目的に照らして、以下の要件を満たす商品について、表示実行上の問題点等も考慮しながら、表示対象とすべきか否か検討すべきである。

- ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ②製品の原材料に占める主原料である農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

①の要件については、具体的には、加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること、原料の原産地によって価格等に違いが見られ、商品の差別化がされていること、原料の調達先が海外も含め多様であること等の要素を加味しながら、①の要件に該当すると考えられる品目を選定し、当該品目について、原料の使用実態等に基づく表示実行上の問題点や消費者の関心等を加味しながら精査し、義務表示対象品目を決定すべきである。

共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」(抜粋)

2. 義務表示対象となる加工食品の考え方

(1) 原料原産地表示を義務づけるべき加工食品は、共同会議における議論を踏まえ、報告書に示された義務表示対象品目の選定要件の①を満たすと考えられる加工食品とし、別紙1に対象と考えられる品目群を示した。

具体的には、報告書に従い、

○加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること

- ・・・加工食品としての性質を決定づける主な加工工程に着目し、主な加工工程が1工程程度に限られるものとした。ただし、当該加工工程に

加えて、農畜水産物原料の保存性、取扱い、外見等を向上させる目的で行われる調製（水洗、整形、塩漬、ブランチング、冷凍等）を行ったものも含めることとした。

○原産地によって商品の差別化がされていること

・・・原料に使用した農畜水産物について、原産国の違いによって価格差が見られない品目は除外することとした。

○原料の調達先が海外も含め多様であること

・・・当該品目の代表的な商品の原料の調達先が主として国内又は海外のいずれかに限られる品目については除外した。

(2) 加工の程度から(1)の品目群には分類されないものの、「原産地に由来する原料の品質が製品の品質に反映されると一般的に認識されている」可能性がある別紙2に示す品目については、意見提出や公開ヒアリング等の場を通じて、その表示のあり方について検討することとした。

(3) これらの義務表示対象品目のうち、②の要件である「製品の原材料に占める主原料である単一の農畜水産物の重量が50%以上である商品」について、原料原産地表示を義務づけることとする。

(4) 原料原産地表示に関して、既にJAS法に基づく個別品質表示基準が存在する別紙3に示す品目については、引き続き原料原産地表示を義務づける品目とする。

1. 乾燥野菜、乾燥きのこ類、乾燥果実、乾燥食肉、乾燥魚介類、乾燥海藻類その他乾燥した農畜水産物
2. 塩蔵野菜、塩蔵魚介類、塩蔵海藻類その他塩蔵した農畜水産物
3. 調味液と混合した野菜、調味液と混合した食肉、調味液と混合した魚介類その他調味液と混合した農畜水産物
4. カット野菜、カット果実、合挽肉、その他混合した農畜水産物（生鮮食品品質表示基準に該当しないものに限る）

※ 保存性、取扱い、外見等を向上させる目的で行われる調製（水洗、整形、塩漬、冷凍、ブランチング等）を行ったものを含む。

(参考資料)

別紙1に示した品目群に該当すると考えられる主な品目を以下に例示する。
なお、適用する範囲は一般消費者に直接販売される製品であって、単一の原料の使用割合が50%以上である製品とする。また、下記に示した工程は主な工程であって、当該工程の前後に行う水洗や整形、塩漬や冷凍、ブランチング等の調製を行った製品は含むこととする。

1. 乾燥した農畜水産物：原料の農畜水産物を干したり、乾燥することが主な工程である加工食品であって、調理したものや細刻したものは除く。

・・・かんぴょう、切干大根、干し柿、ほっけの開き干し、しらす干し、いわし煮干し等

2. 塩蔵した農畜水産物：原料の農畜水産物を塩蔵することが主な工程である加工食品であって、調理したものは除く。

・・・塩漬きのこ、塩さけ、塩さんま、塩いくら、塩うに、うみぶどう等

3. 調味液を混合した農畜水産物：原料の農畜水産物に調味液をかけたもの又は調味液につけたものであって、調理したものを除く。

・・・味付け牛カルビ肉、豚肉みそ漬、さわら粕漬等

4. 混合した農畜水産物：複数の種類の生鮮食品を混合した食品であって、生鮮食品品質表示基準に該当しない製品とする。また、調理したものを除く。

・・・カット野菜ミックス、カット果実ミックス、合挽肉等

〔 ※ 刺身盛り合わせについては、共同会議の報告書に基づき、指針等による対応を検討することとする。 〕

1. 豆腐
2. 納豆
3. あん
4. 緑茶
5. 緑茶飲料
6. 果実飲料
7. 野菜飲料
8. もち
9. こんにやく

1. 農産物漬物
2. 野菜冷凍食品
3. 塩干魚類 (あじ・さば)
4. 塩蔵魚類 (さば)
5. 塩蔵わかめ
6. 乾燥わかめ
7. うなぎ加工品
8. かつお削りぶし